

船舶事故等調査報告書

平成23年10月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第82号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成23年4月5日（火） 11時41分ごろ	
発生場所	京都府舞鶴市成生岬 <sup>なりゅう</sup> 北西方沖 成生岬灯台から真方位322° 5.6海里付近 （概位 北緯35° 40.8′ 東経135° 24.1′）	
事故等調査の経過	平成23年5月27日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船船番号、船舶所有者等 乗組員等に関する情報 死傷者等 損傷	
	モーターボート アイリーナⅢ、7.3トン 250-27991京都、株式会社ヤマハ藤田 船長、二級小型船舶操縦士 なし なし	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗船し、成生岬北西方沖で釣り場を移動中、平成23年4月5日11時41分ごろ機関が過熱して運転不能となり、救助を求め、えい航されて帰港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1 海象：波高 約1m	
その他の事項	本船は、機関の冷却水ポンプのゴムインペラが破損していた。 船長は、1年ほど前に本船を借入れ以降、ゴムインペラを取り替えていなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 本船は、成生岬北西方沖で釣り場を移動中、冷却水ポンプのゴムインペラが破損したことから、機関が過熱し、運転できなくなって運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、成生岬北西方沖で釣り場を移動中、冷却水ポンプのゴムインペラが破損したため、機関が過熱して運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。	